

岐阜市内の事業者のみなさんへ

2020年へ向けて、原則屋内禁煙。喫煙には、事業者の分類に沿った喫煙室の設置が必要です。

2018年7月、健康増進法の一部を改正する法律が成立しました。

多くの人が利用する全ての施設において、原則屋内禁煙となります。

病院・学校

学校・児童福祉施設、病院・診療所、行政機関の庁舎等

2019年7月1日から
「敷地内禁煙」です。

※屋外に喫煙場所を設置することも可能ですが。

飲食店

2020年4月1日から
「原則屋内禁煙」です。

※喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室の設置も可能です。

オフィス・事業所など

事務所、工場、ホテル・旅館、旅客運送事業船舶・鉄道、その他全ての施設

2020年4月1日から
「原則屋内禁煙」です。

※喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室の設置も可能です。

▼ 飲食店に必要な受動喫煙防止対策のフローチャート ▼

飲食店は、受動喫煙防止のため原則屋内禁煙ですが、以下の分類によって経過措置等があります。

Q1 通常、主食と認められる食事(米飯、パン、麺類、ピザ、お好み焼きほか)を提供しない飲食店ですか?

Q2 たばこの対面販売(出張販売を含む。)をしている飲食店ですか?

1つでも「いいえ」

すべて「はい」

Q1 令和2年4月1日時点で、営業している飲食店ですか?

Q2 個人あるいは資本金又は出資の総額5,000万円以下の法人ですか?

Q3 客席部分の床面積は、100m²以下ですか?

Q1 令和2年4月1日時点で、営業している飲食店ですか?

Q2 個人あるいは資本金又は出資の総額5,000万円以下の法人ですか?

Q3 客席部分の床面積は、100m²以下ですか?

すべて「はい」

1つでも「いいえ」

1つでも「いいえ」

すべて「はい」

経過措置として選択可



喫煙可能室の設置
(店内での喫煙可)
届出書の提出が必要



屋内禁煙



喫煙専用室の設置



加熱式たばこ専用
喫煙室の設置



喫煙目的室の設置
(店内での喫煙可)



喫煙可能室の設置
(店内での喫煙可)
届出書の提出が必要

届出書の提出先: 〒500-8309 岐阜市都通2-19 岐阜市健康部健康増進課

各種喫煙室(喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室、喫煙目的室、喫煙可能室)について

各種喫煙室の設置について検討する際は、以下の事項に留意してください。

●各種喫煙室は、たばこの煙の流出防止のため、以下の技術的基準を満たす必要があります。

- ① たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること
- ② 出入口において室外から室内に流入する空気の気流が0.2m毎秒以上であること
- ③ たばこの煙が屋外に排気されていること

※1 加熱式たばこ専用喫煙室の中では、紙巻きたばこ等を喫煙することはできません。

※2 店舗全体を喫煙可能室とする場合は、①の基準のみ満たす必要があります。

※3 管理権原者の責めに帰することができない事由により、③の基準を満たすことが困難な既存飲食店の方への経過措置として、技術的基準を満たした脱煙機能付き喫煙ブースの設置が認められます。(①②の基準は満たす必要があります。)

●運用に関しても、様々なルールがあり、違反した場合には罰則等が適用されることがあります。



喫煙室の
標識掲示



20歳未満は
立入禁止



従業員への
受動喫煙対策



違反時の罰則
等の適用

施設に喫煙室がある場合、標識の掲示が義務付けられます。

20歳未満の方は、従業員も喫煙エリアに立ち入らせることはできません。

従業員に対する受動喫煙対策も講ずることが必要です。

義務違反時には指導・命令・罰則等が適用されることがあります。

厚生労働省では、現在の喫煙状況、事業の内容、建物の構造といった職場環境に応じた適切な施設・設備対策や、受動喫煙防止対策助成金の申請方法などの個別相談・助言窓口を設けています。(無料)

厚生労働省 受動喫煙防止対策に係る相談支援窓口
(令和2年3月20日まで)

050-3537-0777

受付時間
平日9~12時、13~17時

マナーからルールへ。

改正された健康増進法が、2020年4月1日より全面施行されます。

2018年7月、健康増進法の一部を改正する法律が成立しました。

このことで、望まない受動喫煙を防止するための取り組みは、マナーからルールへと変わります。



多くの施設において
屋内が原則禁煙に



20歳未満の方は
喫煙エリアへ立入禁止に



屋内での喫煙には
喫煙室の設置が必要に



喫煙室には
標識掲示が義務付けに

改正法は、以下のような3つの基本的な考え方を趣旨とし、関係する権限を有する人々が講ずる措置を定めたものとなっています。



【基本的考え方 第1】「望まない受動喫煙」をなくす

受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。



【基本的考え方 第2】受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。



【基本的考え方 第3】施設の類型・場所ごとに対策を実施

「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付などの対策を講ずる。その際、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、事業継続に配慮し、必要な措置を講ずる。

施行は、2020年の全面施行へ向けて段階的に進められる予定です。一部の施設については2019年7月から。その後順次施行が進められています。

2019年

2020年

7月 9月(ラグビーW杯)

4月 7月(東京オリンピック)

1/24 一部施行①(喫煙する際の周囲の状況への配慮義務)

7/1

一部施行②(学校・病院・児童福祉施設等、行政機関) 原則敷地内禁煙

4/1

全面施行(上記以外の施設等) 原則屋内禁煙

詳しい情報はこちらへ
<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp>

なくそう!望まない受動喫煙

